

特定非営利活動法人 アウロラ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人アウロラという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県福山市曙町四丁目8番12号に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、障害や高齢等の理由により就労が困難な者に対して、就労に必要な知識及び技能等を獲得できるよう支援することにより就労及び社会参加を促すこと、また、常時介護等の支援を要する者に対し、食事や排泄等の介護や、日常生活上の支援、生産活動の機会等の提供を行うことで、介護等の支援を要する者が安定した生活を営むことができるよう支援を行い、これらの活動により広く福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行なう。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に関わる事業
 - ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
 - ② 介護保険法に基づく居宅サービス事業
 - ③ 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
 - ④ 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
 - ⑤ 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
- (2) その他の事業
 - ① 製造物品販売事業

- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

- 第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。
- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人及び団体
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

- 第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。
- (1) 福祉に対しての意欲・熱意があること
 - (2) 特定非営利活動法人アウロラの趣旨を理解し、活動に協力する意思があること
- 2 正会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、その者が前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 賛助会員になろうとする者は、理事長が別に定める賛助会員申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、賛助会員として認めなければならない。
- 5 理事長は、前項の者を賛助会員として認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

- 第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 退会届の提出をしたとき。
 - (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
 - (3) 除名されたとき。
- 2 賛助会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 退会届の提出をしたとき。
 - (2) 本人が死亡し、又は賛助会員である団体が消滅したとき。
 - (3) 継続して、1年以上事業に参加しなかったとき。
 - (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上 4人以下
- (2) 監事 1人以上 2人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事、監事は総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。

- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員任期は、前項の規定にかかわらず任期満了前に就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会において後任の役員が選任されるまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会において後任の役員が選任されるまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任意終了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事については理事会の議決を経て、監事については総会の議決を経て、当該役員を解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第20条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長その他の職員を置く。

- 2 事務局長は理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 理事の選任又は解任
- (6) 監事の選任又は解任
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

- 第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむをえない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
 - 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
 - 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 役員の職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (10) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

- 第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむをえない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
 - 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
 - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

- 第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数及び出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2) 入会金及び会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 財産から生じる収益
 - (5) 事業に伴う収益
 - (6) その他の収益

(資産の区分)

- 第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事

業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次にあげる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち総会の議決により選定された団体に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	岸 健吉
副理事長	佐藤 巧
理事	占部 信子
理事	島谷 都
監事	諏沢 弘美
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず成立の日から翌年の3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から翌年の3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員(個人)	入会金	0円	年会費	0円
(2) 正会員(団体)	入会金	0円	年会費	50,000円
(3) 賛助会員(個人)	入会金	0円	年会費	0円
(4) 賛助会員(団体)	入会金	10,000円	年会費	0円

令和8年度事業計画書
(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

特定非営利活動法人アウロラ

1 事業実施の方針

下記①の事業については、指定障害福祉サービス事業所（就労継続支援B型）として、通所者の就労に向けての支援を継続する。令和8年度の営業予定日数は288日、一日当たりの利用人数は18人の予定。

下記②～⑤の事業については、令和10年度以降に実施予定。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	(A) 当該事業の実施日 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金(事業活動収支計算書の事業費の支出額)
①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	①就労継続支援B型	① (A) 平日9時30分～15時30分、土曜日9時30分～13時30分 (B) 広島県福山市曙町四丁目8番12号 (C) 6人	① 通所者（定員20人）及びその家族	45,798,000円
②介護保険法に基づく居宅サービス事業	②特定施設入居者生活介護	②令和10年度以降に実施予定	②未定	②未定
③介護保険法に基づく介護予防サービス事業	③介護予防特定施設入居者生活介護	③令和10年度以降に実施予定	③未定	③未定
④介護保険法に基づく地域密着型サービス事業	④地域密着型特定施設入居者生活介護	④令和10年度以降に実施予定	④未定	④未定
⑤介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業	⑤地域密着型介護予防特定施設入居者生活介護	⑤令和10年度以降に実施予定	⑤未定	⑤未定

(2) その他の事業

(事業名) 製造物品販売事業 : 実施予定なし

令和9年度事業計画書
(令和9年4月1日から令和10年3月31日まで)

特定非営利活動法人アウロラ

1 事業実施の方針

下記①の事業については、指定障害福祉サービス事業所（就労継続支援B型）として、通所者の就労に向けての支援を継続する。令和8年度の営業予定日数は288日、一日当たりの利用人数は18人の予定。

下記②～⑤の事業については、令和10年度以降に実施予定。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	(A) 当該事業の実施日 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金(事業活動収支計算書の事業費の支出額)
①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	①就労継続支援B型	① (A) 平日9時30分～15時30分、土曜日9時30分～13時30分 (B) 広島県福山市曙町四丁目8番12号 (C) 6人	① 通所者(定員20人)及びその家族	①46,204,000
②介護保険法に基づく居宅サービス事業	②特定施設入居者生活介護	②令和10年度以降に実施予定	②未定	②未定
③介護保険法に基づく介護予防サービス事業	③介護予防特定施設入居者生活介護	③令和10年度以降に実施予定	③未定	③未定
④介護保険法に基づく地域密着型サービス事業	④地域密着型特定施設入居者生活介護	④令和10年度以降に実施予定	④未定	④未定
⑤介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業	⑤地域密着型介護予防特定施設入居者生活介護	⑤令和10年度以降に実施予定	⑤未定	⑤未定

(2) その他の事業

(事業名) 製造物品販売事業 : 実施予定なし

特定非営利活動法人アウロラ 令和8年度活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		
		0	
2 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
		0	
3 受取助成金等			
人材確保・職場環境改善等事業補助金	409,000		
		409,000	
4 事業収益			
訓練等給付費収入	46,333,000		
就労支援事業収入	5,100,000		
利用者負担金収入	0		
		51,433,000	
5 その他収益			
受取利息配当金収入	260,000		
雑収入	0		
		260,000	
経常収益計			52,102,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	22,474,500		
職員諸手当	5,259,500		
非常勤給与	0		
法定福利費	3,985,000		
福利厚生費	400,000		
		32,119,000	
(2) その他経費			
就労支援事業支出	5,100,000		
旅費交通費	10,000		
消耗品費(事務)	60,000		
器具什器費	40,000		
修繕費	300,000		
通信運搬費	240,000		
会議費	10,000		
広報費	80,000		
業務委託費	80,000		

手数料	40,000		
損害保険料	420,000		
賃借料	4,345,000		
租税公課	54,000		
給食費	0		
保健衛生費	10,000		
教養娯楽費	40,000		
水道光熱費	420,000		
燃料費	940,000		
消耗品費（事業）	130,000		
指導訓練費	140,000		
建物改装費	0		
減価償却費	790,000		
雑費	430,000		
		13,679,000	
事業費計			45,798,000
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	5,400,000		
法定福利費	811,080		
		6,211,080	
(2) その他経費			
理事会運営費	10,000		
総会運営費	30,000		
		40,000	
管理費計			6,251,080
経常費用計			52,049,080
当期経常増減額			52,920
Ⅲ 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			
税引前当期正味財産増減額		0	
法人税、住民税及び事業税		0	
当期正味財産増減額		52,920	
前期繰越正味財産額		122,531,478	
次期繰越正味財産額			122,584,398

※ 今年度はその他の事業の実施は予定していません。

特定非営利活動法人アウロラ 令和9年度活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		
		0	
2 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
		0	
3 受取助成金等			
人材確保・職場環境改善等事業補助金	0		
		0	
4 事業収益			
訓練等給付費収入	46,333,000		
就労支援事業収入	5,290,000		
利用者負担金収入	0		
		51,623,000	
5 その他収益			
受取利息配当金収入	260,000		
雑収入	0		
		260,000	
経常収益計			51,883,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	22,654,500		
職員諸手当	5,259,500		
非常勤給与	0		
法定福利費	4,021,000		
福利厚生費	400,000		
		32,335,000	
(2) その他経費			
就労支援事業支出	5,290,000		
旅費交通費	10,000		
消耗品費(事務)	60,000		
器具什器費	40,000		
修繕費	300,000		
通信運搬費	240,000		
会議費	10,000		
広報費	80,000		
業務委託費	80,000		

手数料	40,000		
損害保険料	420,000		
賃借料	4,345,000		
租税公課	54,000		
給食費	0		
保健衛生費	10,000		
教養娯楽費	40,000		
水道光熱費	420,000		
燃料費	940,000		
消耗品費(事業)	130,000		
指導訓練費	140,000		
建物改装費	0		
減価償却費	790,000		
雑費	430,000		
		13,869,000	
事業費計			46,204,000
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	5,400,000		
法定福利費	811,080		
		6,211,080	
(2) その他経費			
理事会運営費	10,000		
総会運営費	30,000		
		40,000	
管理費計			6,251,080
経常費用計			52,455,080
当期経常増減額			-572,080
Ⅲ 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			
税引前当期正味財産増減額		0	
法人税、住民税及び事業税		0	
当期正味財産増減額		-572,080	
前期繰越正味財産額		122,584,398	
次期繰越正味財産額			122,012,318

※ 今年度はその他の事業の実施は予定していません。